

「短期入所生活介護」 利 用 契 約 書

実相園短期入所サービスセンター

「指定短期入所生活介護」利用契約書

_____（以下「契約者」という。）と社会福祉法人相愛会（以下「事業者」という。）は契約者が実相園短期入所サービスセンター（以下「事業所」という。）に於いて、事業者から提供される短期入所生活介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払う事について、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総 則

第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができる様に支援する事を目的として、利用者に対してその日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第4条及び第5条に定める短期入所生活介護サービスを提供します。
- 2 事業者が利用者に対して実施する短期入所生活介護サービスの内容、利用期間、費用等の事項（以下「短期入所生活介護契約」という。）は、別紙「（サービス利用所）」に定めるとおりとします。

第2条（契約期間）

- 1 本契約の有効期間は、契約締結の日から認定の有効期間の末日までとします。契約期間満了の2日前までに契約者から契約の申し入がない場合には、本契約はさらに次の認定の有効期間の末日までと同じ条件で更新されたものとします。
- 2 契約満了日の2日前までに契約者から事業者に対して文章により契約終了の申し出がない場合には、契約は更新されたものとします。

第3条（短期入所生活介護計画の決定・更新）

- 1 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されている場合には、それに沿って利用者の短期入所生活支援計画を作成するものとします。
- 2 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、短期入所生活介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
- 3 事業者は、短期入所生活介護計画について、利用者及びその家族に説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 4 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくは利用者及びその家族等の要請に応じて、短期入所生活介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、短期入所生活介護計画の変更が必要と認められた場合には、利用者及びその家族等と協議して、短期入所生活介護計画を変更するものとします。
- 5 計画担当者介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を利用者に交付します。

- 6 事業者は短期入所生活介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条（介護保険給付対象サービス）

- 1 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、利用者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

第5条（介護保険給付対象外サービス）

- 1 事業者は、契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える短期入所生活介護
2 事業者は、第1項に定める各種サービスの提供について、必要に応じて利用者の家族等に対して分かりやすく説明するものとします。

第6条（契約期間と利用期間）

- 1 本契約でいう「契約期間」とは、第2条に定める契約の有効期間をいい、「利用期間」とは、第2条で定められた契約期間内において、事業者が契約者に対して、現に短期入所生活介護サービスを実施する期間をいいます。

第7条（運営規程の遵守）

- 1 事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、利用者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。
2 本契約における運営規程については、本契約に付随するものとして、事業所、利用者ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、契約者に対して事前に説明することとします。
3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解除することができます。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第8条（サービス利用料金の支払い）

- 1 事業者は、利用者が支払うべき介護保険給付に要した費用について、利用者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、介護保険給付という）の限度において、利用者に代わって市町村から支払いを受けます。
2 利用者は、要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1～3割に居住費、食費を加えた額）を事業者に支払うものとします。ただし、利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（償還払い）
3 第5条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
4 前項の他、契約者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を各業者に支払うものとします。
5 契約者は、第3項に定めるサービス利用料金をサービスの利用終了時に、支払うものとします。

第9条（利用料金の変更）

- 1 前条第1項及び第2項に定める利用料金については、介護給付体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
- 2 前条第3項及び第4項に定めるサービス利用料金（食事代の標準自己負担額を除く）については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の前日までに説明をした上で、当該サービス利用料金を適切な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解除することができます。

第10条（利用の中止・変更・追加）

- 1 契約者は、第6条に定める利用期間前において、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者はサービス開始日の前日までに事業者申し出るものとします。
- 2 契約者が、利用開始日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。ただし、契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- 3 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所は満室で契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能機関を契約者に提示して協議するものとします。
- 4 契約者は、第6条に定める利用期間中であっても、サービスの利用を中止することができます。
- 5 前項の場合に、契約者は、すでに実施されたサービスに関する利用料金支払い義務及び第13条第3項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、利用終了日に精算するものとします。
- 6 第4項により利用者がサービスを中止し、事業所を退所する場合において、事業者は、利用者の心身の状況、置かれている環境を勘案し、必要な援助を行うものとします。

第三章 事業者の義務等

第11条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供に当たって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は、利用者の体調・健康状態から見て必要な場合には、事業所の医師又は看護職員、もしくは主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関と連携し、利用者から聴取・確認のうえでサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、非常災害に関する具体的な計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
- 4 事業者及びサービス従事者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 5 当施設は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。
 - ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者

施設長 大橋俊教

②成年後見制度の利用を支援します。

③苦情解決体制を整備しています。

④従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

6 事業者は、利用者に対する介護予防短期入所生活介護サービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し、利用者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ複写物を交付するものとします

7 事業者は、サービス提供時において、利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要が生じた場合は速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとします。

第12条（守秘義務等）

1 事業者及びサービス従業者または職員は、短期入所生活介護サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

3 前2項に関わらず、利用者に係る他の居宅介護支援事業所等との連携を図るなど、正当な理由がある場合には、その情報が用いられる事柄に関して事前に同意を文書により得た上で、利用者又は利用者の家族等の個人情報を提供できるものとします。

第四章 利用者の義務

第13条（利用者の施設利用上の注意義務等）

1 利用者は、居室及び共用施設、敷地を本来の用途に従って利用するものとします。

2 利用者はサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められた場合には、事業者及びサービス従業者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取る事を認めるものとします。ただし、その場合は利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。

3 契約者は事業所の施設・設備について、故意又は重大な過失により滅失・破損もしくは変更した場合には、事故の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

4 利用者の心身の状況等により、特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族と事業者との協議により、居室又は共用施設・設備の利用方法等を決定するものとします。

第14条（利用者の禁止事項）

1 利用者は、事業所内で次の各号に該当する行為をする事は許されません。

一 決められた場所以外での喫煙

二 サービス従業者又はほかの利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動・世事活動・営利活動を行う事

三 その他決められた以外の物の持ち込み

第五章 損害賠償（従業者の義務違反）

第 15 条（損害賠償責任）

- 1 利用者は本契約に基づくサービスの実施に伴って、事故の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 12 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。
ただし、利用者に故意又は重大な過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を勘案して、相当と認められた場合には損害賠償責任を減じる事ができるものとします。
- 2 事業者は、前項における損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第 16 条（損害賠償がなされない場）

- 1 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
 - 一 利用者が、契約凍結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
 - 二 利用者がサービスの実施に当たって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
 - 三 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
 - 四 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第 17 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

- 1 事業者は、契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対してさらに当該サービスを提供すべき義務を負いません。
- 2 前項の場合に、事業者は契約者に対して、すぐに実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

第六章 契約の終了

第 18 条（契約終了事由・契約終了に伴う援助）

- 1 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。
 - 一 利用者が死亡した場合
 - 二 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判断された場合
 - 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - 四 施設の滅失や重大なきそんにより、サービス提供が不可能となった場合
 - 五 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - 六 第 19 条から第 21 条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第 19 条（契約者からの中途解約）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - 一 第 7 条第 3 項、第 10 条第 3 項により本契約を解約する場合
 - 二 利用者が入院した場合
 - 三 利用者に係る居宅サービス契約（ケアプラン）が変更された場合

第 20 条（契約者からの契約解除）

- 1 契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。
 - 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
 - 二 事業者もしくはサービス従事者が第 12 条に定める守秘義務に違反した場合
 - 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - 四 他の利用者が利用者の身体・財産、信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第 21 条（事業者からの契約解除）

- 1 事業者は、契約者が以下の事情に該当する場合には、本契約を介助することができます。
 - 一 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - 二 契約者による第 8 条第 1 項から第 3 項に定めるサービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催促にもかかわらずこれが支払われない場合
 - 三 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第 22 条（精算）

- 1 第 18 条第 1 項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、契約者は、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務及び第 13 条第 3 項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から 1 週間以内に精算するものとします。

第七章 その他

第 23 条（契約当事者の変更）

- 1 利用者は、契約有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて利用者の家族等をあらかじめ代理人とすることを定めるか、又は利用者の家族等を含む第三者に契約者を変更することに同意します。

第 24 条（苦情処理）

- 1 事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第 25 条（協議事項）

- 1 本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、契約者・事業者が記名押印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業所住所 熊本県天草市河浦町河浦 1971 番地

事業所名 社会福祉法人 相愛会
実相園短期入所サービスセンター
所 長 大 橋 俊 教 印

契約者住所 _____

氏 名 _____ 印

代理人（選任した場合）住所 _____

代理人氏名 _____ 印